

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ ヒアリング資料

2015/01/30

NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク

代表理事 大原祐介

○常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方について。

常時介護を要する障害者等に対する支援

常時介護を要する障害者向けの支援として「重度障害者等包括支援」のタイプがありますが、全国的には支給決定者数が少なく、報酬や運用については見直しが必要であると考えます。

平成26年4月から「重度訪問介護」が知的・精神障害まで拡大し、それにともないアセスメントを目的に居宅内において行動援護が利用できるようになりました。「重度訪問介護」については現行制度では「15歳以上」となっていますが、この対象年齢については引き下げるべきと考えます。

理由としては、①15歳以下の重度の身体障害児の個別支援のサービスとして「移動支援」しか選択肢がないこと ②居宅内での行動援護の利用について「重度訪問介護」の利用を前提としていることから「重度訪問介護」の対象年齢である15歳以上に縛られてしまうことが挙げられます。

また一方で行動援護については「アセスメント」「重度訪問介護へ移行を前提」に拘ることなく、総合的な支援タイプとして日常的な支援にも利用できるようにする必要があると考えます。

その他の障害福祉サービスの在り方について

～訪問型所型生活訓練事業の創設を！～

現行では、通所の生活訓練の利用者が通所を前提にして必要に応じて訪問による生活訓練を受けることができます。しかし通所が前提であり生活介護や就労B型事業所への自力通所の練習やアパートでの一人暮らしを始めたときに訪問型の生活訓練を利用する、ということは二重給付になるためできません。ぜひ「訪問型生活訓練事業」を創設し、通所型生活訓練事業の指定を受けなくとも、訪問型単独の指定で事業が実施できるようにする必要があると考えます。

～高機能発達障害者のための支援サービスの開発を！～

重度の障害のある方のサービスメニューについては一定の水準まで達していると考えていますが、高機能発達障害の方への具体的なサービスメニューはまだまだ発展途上です。他の障害と比較しても、その特性を考慮すると、現行のサービスとは別の枠組みのサービスが必要です。全国の取り組みを集約し、高機能発達障害のある方にフィットしたサービスメニューの開発のための検討を行ってください。

○障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

障害程度区分から障害支援区分に平成26年4月から変更になったことにより、これまで正確な区分が出にくいといわれていた知的・精神障害についてより精度が高く区分認定されるようになったことは歓迎いたします。しかしながら、高機能発達障害者や軽度ではあるものの累犯・触法の障害者については現行の障害支援区分ではその支援の難易度や生活面での生きづらさや困難が評価されない点に課題が残りますので改善する必要があると考えます。

○障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について

障害者の意思決定支援については、「どんなに重い障害があっても本人の意思がある」ということを前提に、その意思を決定するためにどのような仕組みと支援が必要かという視点が必要と考えています。一方で、本人の意思決定については様々なステージがあり、例えば、医療を受けるかどうかという生命に関わることから、住まいの場をどこにするかという人生に関わること、自分が着る衣服をどれにするかという生活に関することまで、本人のライフ（生命、人生、生活）全体において意思決定の支援が必要であり、その在り方は単純ではないと考えられます。今後、意思決定支援の具体的な仕組みや支援方法を築いていかなければなりません。まずは研修など障害児・者に関わる全ての者が本人の意思を最大限に尊重するという意識を持つための取り組みが必要です。

現行の成年後見制度については、代行決定などが障害者権利条約に反すると指摘されることもあります。障害福祉サービスの利用の観点からすると、契約の締結や解除、金銭トラブルの回避など、本人が不利益を被ることがないようにするためには、十分ではないにしろ現段階では必要であると考えます。その上で、成年後見制度の利用を阻害する要因として、本人負担の問題や後見人等への不信、手続きの煩雑さなどが考えられるので、利用促進に向けては、本人負担の軽減、後見人・保佐人・補助人の資質向上、手続きの簡素化や手続きへの支援を充実させることなどが重要です。

○高齢障害者に対する支援の在り方について

障害者の重度化・高齢化の問題は極めて重要であると考えています。高齢障害者については特別養護老人ホーム等への入所は相当に困難であり、さらにそれぞれの障害特性を勘案すると、障害福祉サービスの枠組みの中で「最期まで」暮らし続けることのできる仕組みが必要であると考えます。平成25年に検討された「障害者の地域生活の推進に関する検討会」において「1の建物における共同生活介護の設置数のグループホーム特例」が示されました。全国地域生活支援ネットワークにおいて「多機能拠点整備型」の共同生活住居の検討を行った会員団体が複数ありますが、現行制度報酬の組み合わせでは、特に重度化した高齢者への対応においては運営が難しいことが明らかになってきました。

日中活動に通えなくなった「高齢かつ重度」の方、さらには行動障害や重症心身障害者等の濃厚な支援が必要な方への居住支援サービスとして、現行のグループホームでもない、入所施設でもない新たな多機能な居住支援類型の創設のための検討を行ってください。また、現行の補助単価では先述の障害のある方の支援に耐えうるスペックの建物の建築は事業者の負担が大きすぎるので、補助単価の大幅な引き上げが必要であると考えています。